

PiT 会員補償制度へご加入の皆様へ

PiT 会員補償制度概要のお知らせ

株式会社アンビシャス

このたびは、レンタルボックスをご契約いただき誠にありがとうございます。

レンタルボックスのご利用にあたり PiT 会員補償制度のサービス内容を以下の通りご案内申し上げます。

記

1.財物（保管物）の盗難・火災等について

皆様の大切な財物（保管物）を万一の事故から守るため最大 50 万円までの保険を契約しております。本保険の概要は下記のとおりです。内容をご確認の上、本書を保管くださいますようお願いいたします。

○保険金額 50 万円（1 事故）

○自己負担額 なし

○保険を支払う場合

- ①レンタルボックスに収納されている「財物」（以下「保管物」）が、火災、落雷、破裂・爆発、風災・雹災・雪災、台風、暴風雨、豪雨などによる洪水、土砂くずれ等の水災による損害、車両の衝突または接触、給排水設備の事故による水濡れ、騒擾又は労働争議に伴う暴行・破壊、盗難、破損・汚損により損害を被った場合、レンタルボックス使用者に保険金が支払われます。
- ②火災、落雷、破裂・爆発等によって保険の目的が損害を受けたために生ずる費用として、損害保険金の 30% の臨時費用保険金が支払われます。
- ③保険の目的の残存物の取り片付けに必要な費用に対して、損害保険金の 10% を限度に残存物の取片付費用として保険金が支払われます。

○免責事項（保険金がお支払いできない場合）

- ・レンタルボックス利用者の故意、重大な過失による損害
- ・保管物の自然の消耗、さび、かび、変色の損害
- ・瑕疵、ねずみ喰い、虫喰いなどによる損害
- ・汚損、塗料のはがれなどの単なる外観の損傷による損害
- ・置き忘れまたは紛失による損害
- ・保険の対象に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害
- ・戦争、暴動、その他の事変、差し押さえ、没収、または核燃料物質等による損害
- ・保険の対象の修繕費のうち、航空輸送によって増加した費用
- ・地震、噴火またはこれらによる津波による損害
- ・電氣的事故または機械的事故による損害

○保険の目的から除外される主なもの（下記のものにつきましては、補償の対象外となります）

- ・ 1個または1組の価額が30万円以上の書画・骨董・美術品・宝石・貴金属、楽器
- ・ 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの
- ・ ヨットおよびモーターボート
- ・ 自動車、バイク
- ・ 食料品
- ・ 稿本、設計書、図案、雛形、鋳型、木型、模型、証書、帳簿、その他これに類するもの
- ・ その他「規約」で保管が禁止されているもの。

○事故発生

保管物に事故が発生した場合は、直ちに弊社または事故対応サービス窓口までご連絡をお願いします。ご連絡が遅れた場合、本制度による補償が出来ない場合がございます。また、保険金請求権には時効（3年）がございますのでご注意ください。

事故発生の際には以下の点の確認及びご協力をお願い致します。

- ①損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度およびこれらの事項について証人となる者がいるときは、その者の住所・氏名を確認する。
- ②保管物が盗難された場合には、その旨を最寄りの警察署へ届け出る。
- ③前記書類のほか保険会社より提出を求められた場合は、それに応じる。

○損害額の決定

お支払いする損害保険金の額は、次の基準により算出されます。

- ・ 修繕可能な場合は、事故発生直前の状態にするための修繕費を基準として算出します。
※修繕をすることにより、保険の対象の価値が事故発生直前の状態を上回る場合（耐用年数が伸びる場合などを含まず）はその分を差し引いて保険金が支払われます。
- ・ 修理不可能な場合や盗難された場合などは、損害が生じた時価が基準となります。

○保険金の請求

保険金請求書等の必要書類が全てそろったものを保険会社が受領後、30日以内に保険金が支払われます。

○その他

当該保険は、弊社が Chubb 損害保険と契約することで提供しています。

本書はご加入されている保険の概要を説明したものです。またご不明な点がございましたら、事故対応サービス窓口までお問い合わせください。

《 レンタル収納スペース窓口 》 株式会社アンビシャス 収納ピット お客様相談室 〒542-0081 大阪市中央区南船場 1-3-5 リプロ南船場 10F T E L 06 - 6266 - 1112 F A X 06 - 6266 - 8882 メールアドレス syuno-pit@ambitious8.biz	< 事故対応サービス窓口 > 株式会社日本総険 CS 部 担当：本木（もとき）・石崎（いしぎき） 〒760-0025 高松市古新町 2-3 三井住友海上高松ビル 2F T E L 0800 - 777 - 0919 F A X 087 - 823 - 2775 メールアドレス jiko@iba-ns.co.jp
---	---